

## 6 交渉経過報告

当初市販図書等については出版社に直接複製許諾について相談し、その後必要に応じ著作者等とも相談をしたいと考えていた。しかし、(社)日本書籍出版協会から複製等の許諾に関することであれば、日本複写権センターに一度状況を説明し相談してはどうかとのアドバイスがあったので、日本複写権センターと協議をすることとしたが、人的な問題もあるので再度(社)日本書籍出版協会と話し合いをしてはどうかとのことであった。

10月29日 (社)日本書籍出版協会と電話連絡の結果、自作教材の複製箇所を整理し、複製物の態様等当方の考え方の基本的内容と各社の出版物の複製箇所を特定したものについて送付した。電話での連絡では、この内容は担当者レベルの考え方で、最終的なものではないことを説明した。

この内容は説明資料6-1のとおりである。

## 説明資料6-1

## 日本書籍出版協会への説明内容

## 1 複製物の態様

イ 職業能力開発大学校製	印刷の種類	オフセット印刷
	用紙	表紙：白上質紙 135Kg 本文：白上質紙 70Kg
ロ 各職業能力開発施設製	印刷の種類	乾式複写機による複写、謄写印刷等

## 2 複製の内容

当大学校でモデル教材（各職業能力開発施設に2部程度配布）を作成する際に、図書等から部分的に複製させていただく箇所については、教材全体のバランス等から複製箇所の趣旨に反することのない範囲で接続詞等必要最小限の表現上の修正を行うことが出来るものとする。また、各職業能力開発施設においては配布されたモデル教材を地域のニーズ、時代のニーズにマッチするよう部分的修正が行えるものとする。このため、印刷物の他に磁気ファイル化したものも配布する。

## 3 使用部数

## 基本的考え方

各職業能力開発施設が平成5年度に在職者向け訓練コースとして実施計画をたてた延数に、1コースの平均受講者数10.69を乗じ、許諾料の積算にかかる使用年数を5カ年とする。ただし、配布した教材の利用率を30パーセントとしモデル教材数を250とする。また、磁気ファイルを100とする。

イ デジタル回路の基礎	延計画回数	50回
使用部数	$10.69 \times 0.3 \times 5 \times 50 + 250 + 100 = 1,152$	
ロ ロジックシーケンス制御基礎	延計画回数	49回
使用部数	$10.69 \times 0.3 \times 5 \times 49 + 250 + 100 = 1,136$	
ハ マイクロコンピュータ基礎制御	延計画回数	36回
使用部数	$10.69 \times 0.3 \times 5 \times 36 + 250 + 100 = 927$	
ニ リレーシーケンスの基礎	延計画回数	102回
使用部数	$10.69 \times 0.3 \times 5 \times 102 + 250 + 100 = 1,986$	
ホ PCによる制御の基本操作	延計画回数	143回
使用部数	$10.69 \times 0.3 \times 5 \times 143 + 250 + 100 = 2,643$	

## 4 許諾料の積算例 (デジタル回路の基礎)

原著物の1ページの複製料を複写権センターと同じ2円とする。

廣済堂科学情報社（プログラム学習によるデジタル制御）

複製ページ数 23 となるので

許諾料 =  $1,152 \times 23 \times 2 = 52,992$ 円

## 5 複製許諾料積算根拠

平成5年度能開セミナー実施計画

イ 計画コース数	20,583	計画定員	220,034
職業能力開発促進センター	19,055		205,414

## 説明資料6-1 (つづき)

職業能力開発短期大学校

1,528

14,620

ロ 1コース1回当たりの定員  $220,034 \div 20,583 = 10.69$ 

ハ 配布教材の使用率を30パーセントと想定

ニ 許諾料の積算式

$$\{10.69 \times 0.3 \times \text{コースの実施予定延回数} \times \text{使用年数 (5年)} + 250 + 100\} \times \text{複製ページ数} \times \text{単価}$$

ホ 単価の考え方

① 日本複写権センターの2円/ページ

② 出版者の著者権利に対する使用料に準じるもの

$$\frac{\text{トータル複製ページ数} \times \{\text{使用料 (定価の12~15\%)} \text{実積}\}}{\text{原著作物のページ数}}$$

原著作物のページ数

## 教材作成に使用したい図書及び複製等箇所一覧

## 教材名：デジタル回路の基礎

原著作物対応部分		原著作物名	著作者名	出版者名	TEL
ページ	行・図				
193	7レ-43, 4の文	プログラム学習によるデジタル制御	松下電器製造	廣濟堂科学情報社	06-448-6530
194	7レ-43, 4の図 7レ-46, 7の文		技術研修所		

## 教材：ロジックシーケンス制御基礎

原著作物対応部分		原著作物名	著作者名	出版者名	TEL
ページ	行・図				
14	7レ-432	プログラム学習による	松下電器産業(株)	廣濟堂科学情報社	06-448-6530
20	23~36	無接点シーケンス制御	製造・技術研修所		
21	1~6				
32, 36	7レ-447, 58				
42~43	1~8				
58	全文				
73	18~27				
77~83	7レ-412~29				
80	7レ-420				
92	全文				
93	10~25				
108	7レ-41~2				
169	2の(3)				

(注) 本一覧には一部の例について掲載する

11月4日 (社)日本書籍出版協会の調査部に当方の考え方の説明を行った際に、先方はこれについて理解を示した後、許諾に係る基本的考え方等条件の設定及び出版各社に対する回答様式が必要とのことであった。

この際、(社)日本書籍出版協会からは、補償の根拠となる複製の数等について最初から明示をしないでおおよその考え方が分かる程度の表現にした方がよいとの助言があった。

11月8日 このため、32ページに示す当方で想定している「著作物の一部複製許諾に関する契約書」の試案の内容に基づいて、意向調査6-2のとおり送付した。

ただし、この内容はあくまでも担当者レベルの案であって組織（能開大）として確定したものではなく、この案に対する各出版社の反応と意向の確認が目的であることを再度説明した。

なお、この内容を要約すると次のとおりとなる。

- ① 能開大は本教材を雇用促進事業団の運営する各職業能力開発施設に職業訓練用モデル教材として、数部の印刷物と磁気ファイル化したものを配布することが出来る。
- ② 配布を受けた各職業能力開発施設はその教材を地域のニーズ、時代のニーズ等にマッチするように部分的に修正することが出来る。
- ③ 許諾料の積算については次の考え方により算出する。

印刷部数250

磁気ファイル枚数100

原著作物の複製料を日本複写権センターと同じ1ページ当たり2円とする。

原著作物の複製ページ数、上記単価、これに印刷部数と磁気ファイルの枚数を総合したもので積算する。

なお、契約書における許諾料の考え方は1コース1回当たりの平均定員×教材にかかる訓練コースの実施予定回数×複製ページ数×許諾料の積算にかかる使用年数（5年）×単価（複写権センターの料率）としていたが、出版社の許諾に対する意向調査の段階では余り具体的に示さない方がよいのではないかと(社)日本書籍出版協会からアドバイスがあったため、積算方法を多少ぼかした内容で示すこととした。

## 意向調査 6-2

社団法人

日本書籍出版協会殿

職業能力開発大学校研修研究センター

第4開発研究室

所在地 神奈川県相模原市橋本台4-1-1

TEL 0427-63-9069

著作物の一部複製に関する関係出版社の意向調べについて

雇用促進事業団（労働省所管・政府関係特殊法人）設置の職業能力開発施設においては近年在職者を対象とする訓練の実施が期待され、数多くの訓練コースが設置されております。これらの訓練を効果的に実施するためには優れた教材が必要となります。そこで教材を確保しやすくするための1つの方法として、5種類のモデル教材作成を考えておりますが、これらのモデル教材には市販図書等の一部複製が含まれておりますので、貴協会から下記の内容で別添の関係各出版社に対し許諾についての意志確認をして頂きたい、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、各出版社の許諾に対する意向につきましては、別添「許諾に対する考え方」の回答のような形で意向打診をお願いしたいと考えておりますので併せてよろしくお願い申し上げます。

記

1 複製の条件

当大学校でこのモデル教材を作成する際に、市販図書等から部分的に複製させていただく箇所についてはその旨を明記すると共に、原著作物名及び出版社名を表示します。

なお、教材全体のバランス等から複製箇所の趣旨に反することのない範囲で、接続詞その他必要最小限の表現上の修正を行うことがあります。また、各能開施設においては配布されたモデル教材を開設コースの内容にマッチするよう部分的修正を行う場合も同様です。

2 作成教材名及び複製箇所

別紙のとおり

3 作成部数及び使用頻度

当センターにおける各作成教材の印刷部数は250部、磁気ファイルは100枚とする。

なお、各職業能力開発施設（雇用促進事業団立91施設）には印刷教材2部、磁気ファイル1枚を配布することとしている。また、今回計画の教科書は次の5件である。

イ デジタル回路の基礎

ロ ロジックシーケンス制御基礎

ハ マイクロコンピュータ基礎制御

## 意向調査6-2 (つづき)

ニ リレーシーケンスの基礎

ホ PCによる制御の基本操作

### 4 当方における許諾料の考え方

原著作物の1ページ当たりの複製料を複写権センターと同じ2円とする。

原著作物の複製ページ数、上記単価、これに印刷部数と磁気フロッピーの枚数を総合したもので積算する。

### 許諾に対する考え方の回答

出版社名 \_\_\_\_\_

1 公共訓練施設を行う訓練用の教科書として使用する趣旨に賛同し、無条件で同意する。

2 基本的には本文記述の考え方に同意する。

3 趣旨には賛同するが許諾にかかる条件については協議したい。

(具体的に指摘をお願いします。)

4 許諾は出来ない。

5 その他

(具体的にお願いします。)

例 この許諾に関する意味が不明、もっと詳しく説明が必要である。

11月12日 この結果3社分の連絡がありその回答内容は前ページ回答項目に対して次のとおりであった。啓学出版が1、技術評論社が2、電気書院が3の回答であった。啓学出版及び技術評論社はこちらの考えに賛同しているため直接接触を行うこととした。

11月16日 今回の教材作成の中で複製箇所が一番大きな比重を占めている電気書院を訪問した。その結果、電気書院は書籍の複写については、日本複写権センターに業務を委託しているため、これについては

- ① 日本複写権センターの業務範囲にはいるのではないかと考えていること。
- ② 日本複写権センターを設立する上で先導的役割を果たした関係があること。

このため、日本複写権センターを育成することに道義的責任を負っていると感じていることの説明があった。これがなければ協力にはやぶさかではないとの意思表示もあった。

これに対し当方の実施しようとしている内容を具体的に説明し、当方は単に図書を複写するのではなく、必要な部分を他の図書又はこちらの文書と組み合わせた上で一つの図書を作成しようとするものであり、日本複写権センターの範疇外と考えられること、また、事実日本複写権センターは当方の内容に対し直に出版社等に交渉することを進めてくれている事実を十分に説明をしたところ、当方の考えに理解を示してくれた。電気書院としては前向きに協力することを約束し、著者の権利に関する内容でもあるので後日連絡をとることとした。

11月18日 啓学出版に回答についての確認を行ったところ、啓学出版としては全てのことを日本複写権センターに任せたいとのことで、今回の調査は、日本書籍協会が行っているのではなく日本複写権センターが実施していることが判明した。この点について日本書籍出版協会に問い合わせたところ、協会は日本複写権センターの支部であり、今回の件については日本複写権センターとして調査を行ったことが確認された。

日本複写権センターと協議をしたところ会員出版社の意向をまとめ出版社が今回の件で了解をするのであれば一括して契約を交わしたいとの考え方を示したので、こちらの事務的処理の軽減も考え各出版社及び著作者の同意が得られた上であれば当方としてもそのようにしたい旨連絡をした。

11月25日 東京電気大学出版局から当大学校の複製については同意をするが、各職業能力開発施設の複製は認められないとの返事がなされた。このため、今回当方が考えていることを直接説明させて頂くため訪問することとした。

11月30日 東京電気大学出版局を訪問し、当方の教材作成にかかる考え方と状況等について説明したところ、基本的に職業能力開発施設における複製も含めて同意する方向で検討するとの返事を得た。また、産報出版からは当該出版物の著作権は秋葉出版に移っており、そちらに問い合わせをしてほしいとの文書による連絡があった。

なお、日本複写権センターも訪問し、今回の著作権問題クリヤーに関する試行の趣旨説明と協力要請を行い、契約書試案6-3のとおり提示を行った。

## 契約書試案 6-3

### 著作物の一部複製許諾に関する契約書試案

対象となる著作物の名称

( 著) \_\_\_\_\_

( 著) \_\_\_\_\_

上記著作物（以下「本著作物」という。）の内容の別紙に掲げた部分を職業訓練用モデル教科書の一部として複製物（以下「部分複製物」という。）とすることについて、出版権者及び著作権者から複製に関する業務委託を受けている日本複写権センターを甲とし、使用者職業能力開発大学校を乙として、両者の間に次のとおり契約する。

（出版権者の同意）

第1条 甲は本著作物の出版権者及び著作権者が本著作物の二次使用を第2条に掲げる条件で乙に許諾することを条件として、乙が本著作物の一部を部分複製物として複製使用することに同意する。

（使用の範囲及び条件）

第2条 乙は、部分出版物における題号については、その内容を分かりやすく表現したもので定めることができる。

2 乙は、部分複製物を雇用促進事業団の運営する職業能力開発施設に職業訓練用モデル教材として、数部の印刷物の他、磁気ファイル化したものを配布することができる。

3 配布を受けた職業能力開発施設は、職業能力開発促進法に定める訓練を実施するための教材として、そのままの内容でまたは地域のニーズ等を勘案した内容に修正を加えた形で訓練用の教材として製本等を行い、受講者に配布し使用することができる。

（出版権者の明示）

第3条 乙は、出版権者及び著作権者の権利保全のために、部分複製物の適当な箇所に著作物の名称、発行社の名称等必要事項を明示する。

2 前項の規定は、配布を受けた職業能力開発施設が製本等を行うに当たっても準用する。

（使用料）

第4条 乙は、甲に対し部分複製物の複製権使用料として、次のとおり支払う。

支払金額

支払方法・時期

（三次的著作物への使用等）

第5条 乙及び配布を受けた職業能力開発施設は、第3者に対し部分複製物の利用について許諾することができない。

（契約の有効期間）

第6条 この契約の有効期間は、契約の日から（ ）年間とする。

（契約の尊重及び疑義）

第7条 甲、乙双方は、互いにこの契約を尊重し、この契約の定める事項について疑義を生じたとき、またはこの契約に定めのない事項について意見を異にしたときは、誠意をもってその解決にあたる。



契約書 6-3 (つづき)

(補則)

第 8 条 本契約の証として契約書 2 通を作成し甲、乙双方記名捺印のうえそれぞれ 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙 神奈川県相模原市橋本台 4 丁目 1 番 1 号

職業能力開発大学校

契約担当役 矢田部 敬治

12月1日 秋葉出版に問い合わせたところ、当該出版物は既に絶版しており著者と直接話し合っただけであり、著者の勤務先を紹介してくれたので連絡したところ、出所の明示と献本をすることで自由に使用することに同意が得られた。

12月2日 廣濟堂科学情報社には、日本複写権センターと相談のうえ当方から直接に問い合わせを行った。この結果、日本複写権センターを通じて問い合わせを行っている内容が伝わっていないことが判明したので、再度今回の趣旨を説明し協力をお願いした。

12月3日 廣濟堂科学情報社から出所の明示と献本をすることで著作権者の同意が得られ、また、無償にて使用することに同意することの返事があった。

オーム社からは直に話し合いたいとの返事が日本複写権センターを通じてなされた。

12月6日 オーム社から今回の件については、基本的に認めるとの返事がなされた。しかし、一度認めたから今後全てについて認めることとする訳ではなく、個々に相談が欲しいとのことであった。これについてはこちらとしても、必要の都度相談をさせて頂くことは当然と考えていることを伝えた。

なお、今回オーム社に依頼しているのは2つの出版物であるが、それぞれ1ページ及び2ページと極めてわずかな部分であり、直接話し合う前に複製部分について検討したところ、電気に関する用語の定義に関係する部分と、端子台のネジ径に対する規定電流値の表の部分であり、特に転載しなくても教材提供者と相談のうえオリジナルで対応が可能と判断されたので、オリジナルを作成し対応することを説明し、今後このようなことが生じたときは協力頂けるようお願いした。

12月7日 CQ出版については、日本複写権センターから直接話し合っただけであり、連絡があった。

12月8日 CQ出版としては、引用については図面を数点を認める程度で、今回当方から依頼した2件の4ページ及び5ページにわたる膨大な部分の複製については、原則として認めないとの立場であるとのことであった。ただし、一つの教材については例外的に認めてもよいとのことであった。しかし許諾料の考え方が当方の考え方と著しく異なるなど、他の出版社との整合を考えた場合困難な状況が想定された。

このため、ふたつの教材について再度内容を検討したところ、実際の複製量は1ページ弱であった。内容的にも、数量的にもオリジナルを作成することが、それほど困難とは考えられない状態であったためオリジナルを作成することとした。

なお、今回収集できた自作教材のほとんどが3～4種類の出版物を利用していることを考えるとき、このうちの1つの出版社でも同意しなければ他の2～3の出版社から許諾の協力が得られても無駄になるわけで、今後の効果的業務の遂行を考えると、今回は単に試行だからということではなく今後の問題解決のためにも、完成した教材を実際に提示し当方の考え方と、職業訓練の現状等を十分に理解して認識して頂くことが大切であると考え。また、メーカー等が作成しているカタログ、マニュアルの

部分的使用に関してメーカーに趣旨を説明したところ、今回関係するメーカー等は全て快く理解してくれた。

これで出版社9社とメーカー等5社のおおよその意向が把握されたので、日本複写権センターにはその旨を伝達し、当方が11月30日に提示した今回の契約書（試案）に対する日本複写権センターとしての考え方の返事と日本複写権センターを通じての契約を希望する出版社の確認をお願いした。

この時点での関係出版社等の意向状況は表6-1および表6-2のとおりである。

著作物の一部複製に関する関係出版社の意向調査の回答

表6-1

出版社名	教科書名及び(原著作物名)	回答内容
啓学出版(株)	ロジックシーケンス制御基礎 (デジタルIC無接点シーケンス制御入門 8P)	公共職業訓練施設が実施する訓練用教科書として使用する趣旨に同意 手続きは複写権センターに依託
	PCによる制御の基本操作 (FAシステムのためのプログラマブル・コントローラ 1P)	
技術評論社	リレーシーケンス制御の基礎 (制御盤組立の手順と実際 20P)	基本的に同意する
電気書院	ロジックシーケンス制御基礎 (無接点シーケンス図の読み方・描き方 38P)	公共職業訓練施設が実施する訓練用教科書として使用する趣旨に同意 手続きは複写権センターに依託
	リレーシーケンス制御の基礎 (シーケンス図の読み方・描き方 17P) (見てわかるシーケンス制御読本 4P) (電動機をシーケンス制御する 2P)	
	PCによる制御の基本操作 (PCが使いこなせる本 25P)	
CQ出版社	デジタル回路の基礎 (マイコンピュータ 5P)	基本的には複製を認めない
	ロジックシーケンス制御基礎 (トランジスタ技術SPECIAL特集 4P)	
オーム社	リレーシーケンス制御の基礎 (シーケンス制御読本 2P) (シーケンス制御回路マスター 1P)	複製部分が量的に少ない場合は許諾できる
廣済堂科学情報社	デジタル回路の基礎 (プログラム学習によるデジタル制御 23P)	公共職業訓練施設が実施する訓練用教科書として使用する趣旨に賛同する 職業能力開発大学校と直接話し合う
	ロジックシーケンス制御基礎 (プログラム学習による無接点シーケンス制御 21P)	
産報出版(秋葉出版)	ロジックシーケンス制御基礎 (無接点シーケンス制御 31P)	著作権は既に秋葉出版に譲渡している(産報出版) 複製等については直接著者の安居院猛氏に許諾を得て欲しい(秋葉出版)
日本放送協会	ロジックシーケンス制御基礎 (デジタル回路の手ほどき 5P)	職業能力開発大学校と直接話し合う
東京電気大学出版局	マイクロコンピュータ基礎制御 (図解Z80マシン語制御の全て 15P)	公共職業訓練施設が実施する訓練用教科書として使用する趣旨に同意 手続きは複写権センターに依託

(注) ( )内の〇〇Pは複製に関するページ数を表す

表6-2

## 著作物の一部複製に関する関係会社の意向調査の回答

会社名	教科書名及び(原著作物名)	回答内容
オムロン	PCによる制御の基本操作 (オムロン-200HユーザーマニュアルMan. No29-103c 11P) (オムロン No SBCC-402J 4P) (オムロン ハード402H 3P) (三島研修所 セミナーテキスト P) (オムロン資料 P)	小谷課長能開大の教材開発には全面的に協力したい 実際の許諾については後日当方から利用部分とその方法等について文書でお願いする(任意のかたち) オムロン tel 03-3779-9016
三菱電気	リレーシーケンス制御の基礎 (三菱総合カタログ 1P) ----- PCによる制御の基本操作 (三菱汎用シーケンサ 4P)	機器事業部機器計画部堀主幹全面的に協力、写真等はネガも準備する。許諾については上記に準じる 三菱電気 tel 03-3218-2818 fax 3218-2908 千代田区丸の内2-2-3 三菱電気ビル
三和電気	リレーシーケンス制御の基礎 (テスターSP-150取扱説明書 1P)	馬場事業本部長 全面的に協力 許諾については上記に準じる 三和テスメックス tel 0425-54-0111
日本電気 制御機器工業(社)	PCによる制御の基本操作(制御機器の正しい使い方・プログラマブルコントローラ編 1P)	青木事務局長 出所の明示をすることで了解 日本電気制御機器工業会 tel 03-3437-5727
昭和電業社	マイクロコンピュータ基礎制御 (KENTAC 800Zmk2 USER'S MANUAL 37)	吉原社長 全面的に協力、許諾については後日当方から利用部分とその方法等について文書でお願いする。 (任意のかたち) 昭和電業社 tel 0436-61-4616

(注) ( )内の〇〇Pは複製に係るページ数を表す

12月21日 出版社9社のうちCQ出版及びオーム社は、今回のモデル教材には複製箇所がなくなり対象外となったこと、日本放送協会出版局及び廣済堂科学情報社は日本複写権センターを通じてではなく当方と直に話し合いを希望、また、秋葉出版は著者と直に話し合っ欲しいとの意思表示が得られていた。

このため、事前に趣旨を説明し協力をお願いしていたところ、2社は著作権者とも相談のうえ無償にて使用することを承認する予定、また、1著作者は無償での使用に同意をしてくれていた。メーカー等5社も無償にて承諾の意思表示が得られていたので、事前の確認の意味で許諾手続文6-4を送付し協力を依頼した。

#### 許諾手続文6-4

平成5年12月21日

関係出版社 殿

職業能力開発大学校  
研修研究センター第4開発研究室  
TEL 0427-63-9069

#### 出版物の一部複製にかかる許諾の手続きについて

先般来大変お世話になっており、誠に有り難うございます。

さて、既に電話等でご連絡致しておりました標記につきまして、ご了解がいただけましたら別紙1に準じた内容（正式には部内決裁の段階で多少の文言の訂正等が考えられます。）で依頼分を提出させて頂き、別紙2に準じた内容のご返事を賜りたいと考えております。

つきましては、ご多忙中のところ誠に恐縮ではございますが、この手続きに関しましてご了解のご返事を電話で頂きたく、よろしくお願い申し上げます。

なお、ご返事を頂戴いたしました後、正式に公文書を後日送付させて頂きたいと考えておりますので併せてよろしくお願い申し上げます。

## 許諾手続文 6-4 (つづき)

別紙 1

番 号

年月日

各出版社 殿

職業能力開発大学校  
校 長 早川宗八郎

## 出版物の一部複製にかかる許諾の依頼について

当大学校の業務運営につきましては、日頃からご協力賜り深謝いたします。

既にご高承のこととは存じますが、当大学校では職業訓練用教材の作成を行っております。しかし、近年著しく増加しつつある在職者等を対象とする訓練コースについては、優れた教材が必要とされておりますが、従来の方法ではこの確保が困難な状況です。

そこで教材を確保しやすくするための1つの方法として既製出版物の一部複製を含む図書の作成を考えております。この中に貴( )の出版物がありますので、公共職業訓練の社会的責任の遂行に対する支援の意味から、下記の条件で著作者の同意も含め、許諾下さいますようお願い申し上げます。

## 記

## 1 許諾条件の内容

- (1) 当大学校は当該一部複製物を職業訓練用モデル教材として雇用促進事業団の運営する90の職業能力開発施設に数部の印刷物の他、磁気ファイル化したものを配布することが出来るものとする。  
なお、複製部分については、教材全体のバランス等から原著作物の趣旨に反することの無い範囲で、接続詞、文体等必要最小限の表現上の修正を行うことが出来るものとする。
- (2) 配布を受けた職業能力開発施設は、訓練を実施するための教材としてそのままの内容でも又は地域ニーズ等を勘案した内容に修正を加えた形でも製本を行い受講者に配布し使用することが出来るものとする。
- (3) 当大学校及び各職業能力開発施設が製本を行うに当たっては、著作物の名称、発行者の名称等を印刷物の適当な箇所に明示するものとする。
- (4) 上記(3)にかかわらずメーカー等の同意がある場合には、参考資料として巻末等に掲載するものとする。

## 2 一部複製の内容 別紙

許諾手続文6-4(つづき)

別紙2

番 号

年月日

職業能力開発大学校

校 長 早川 宗八郎殿

株式会社 ○○○○○

社 長 ○○ ○○

出版物の一部複製にかかる許諾について

平成 年 月 日付け5職大発第 号により申越しのありました標記については、申越しの条件と成果物の献本(1部)を前提として許諾することに同意する。



12月22日 日本複写権センターの運営協議会が開催され、日本複写権センターとしては契約書（試案）内容で概ね了解できるとのことであった。しかし、12月24日 日本複写権センターの運営に関する幹事出版社（約10社）との会合があるので、ここでも相談をし結論を出したいとのことであった。

12月24日 この日までに12月21日に送付し依頼した件については、全ての依頼先から、こちらからの依頼内容に同意する旨電話又は電送により快諾の旨が得られた。

12月27日 会議の結果、概ね了解できるが、表現の一部を修正したい等の要望があり、契約書（試案）を一部訂正し次に示す契約書修正案6-5の内容で当該出版社に対し再度の調査をお願いすることとなった。また、これについては、平成6年1月19日に返事がもらえることとなった。

## 契約書修正案 6-5

### 著作物の一部複製許諾に関する契約書（案）

対象となる著作物の名称

( 著) \_\_\_\_\_

( 著) \_\_\_\_\_

上記著作物（以下「本著作物」という。）の内容の別紙に掲げた部分を職業訓練用モデル教科書の一部として複製物（以下「部分複製物」という。）とすることについて、日本複写権センターを甲とし、使用者職業能力開発大学校を乙として、両者の間に次のとおり契約する。

（著作権者等の同意）

第1条 甲は本著作物の著作権者及び出版権者が本著作物の二次使用を第2条及び第3条に掲げる条件で乙に許諾することを条件として、乙が本著作物の一部を部分複製物として複製使用することに同意する。

（複製の条件）

第2条 乙は、部分複製物における題号については、その内容を分かりやすく表現したもので定めることができるものとする。

2 乙は、部分複製物を作成する際に、教材全体のバランス等から複製箇所については、原著作物の趣旨に反することのない範囲で接続詞、文体等必要最小限の表現上の修正を行うことができるものとする。

（使用の範囲等）

第3条 乙は、部分複製物を雇用促進事業団の運営する職業能力開発施設に職業訓練用モデル教材として、2部程度の印刷物の他、磁気ファイル化したものを配布することができるものとする。

2 配布を受けた職業能力開発施設は、職業能力開発促進法に定める訓練を実施するための教材として、そのままの内容でまたは地域のニーズ等を勘案した内容に修正を加えた形で訓練用の教材として製本等を行い、受講者に配布し使用することができるものとする。

なお、複製部分の修正を行うに当たっては、削除又は切除の部分を除き、他は第2条の2項に定める内容に準じるものとし、原著作物の趣旨に反することのないように努めるものとする。

（著作権者等の明示）

第4条 乙は、著作権者及び出版権者の権利保全のために、部分複製物の適当な箇所に著作物の名称、著作者名、出版社の名称等必要事項を明示するものとする。

2 前項の規定は、配布を受けた職業能力開発施設が製本等を行うに当たっても準用するものとする。

（使用料）

第5条 乙は、甲に対し部分複製物の複製権使用料として、次のとおり支払う。

支払金額

支払方法・時期

## 契約書修正案 6-5 (つづき)

(三次的著作物への使用等)

第6条 乙及び配布を受けた職業能力開発施設は、第3者に対し部分複製物の利用について許諾することができないものとする。

(契約の有効期間)

第7条 この契約の有効期間は、契約の日から ( ) 年間とする。

(契約の尊重及び疑義)

第8条 甲、乙双方は、互いにこの契約を尊重し、この契約の定める事項について疑義を生じたとき、またはこの契約に定めのない事項について意見を異にしたときは、誠意をもってその解決にあたるものとする。

(補則)

第9条 本契約の証として契約書2通を作成し甲、乙双方記名捺印のうえそれぞれ1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲

乙 神奈川県相模原市橋本台4丁目1番1号

職業能力開発大学校

契約担当役 矢田部 敬治

1月19日 許諾料の考え方については、前回の許諾料の積算の考え方を多少変更し、下記の内容で意向調査を同時に進めてもらうように日本複写権センターへお願いした。

ア 職業能力開発大学校における複製数

印刷部数250 磁気ファイル枚数100

イ 各職業能力開発施設における複製数

1コース1回当たりの平均計画定員(10.7)×教材にかかる訓練コースの実施予定回数(平成5年計画数)×許諾料の積算にかかる使用年数(3年)×定員充足率(0.7)×利用見込み率(0.3)

ウ 許諾料

$(7+i) \times$  原著作物の複製ページ数×単価(2円)

(原著作物の複製料を日本複写権センターと同じ1ページ当たり2円とする。)

この時点で示していた契約書(案)については、契約の有効期限について第7条に規定の項目は設けてあるが、その期間については明記せず( )書きとしていた。

1月20日 しかし、今回実際に契約等に残された時間を考慮した場合、これを具体的に提示した方がよいと考え、日本複写権センターへ、契約書の(案)に契約の有効期間については、( )で示し具体的に数字をいれてないが出版社等に説明するのに特定の数字は必要ないかということに関し意見を聞いてみた。

これに対し、大学校で複製をするのは1度だけであるのでこの条文は必要ないのではとの考えが提示された。そこで、当大学校での複製は一度であっても、配布を受けた各職業能力開発施設がこれをモデル教材として使用したり、あるいは加工・編集したりする期間について第7条の規定を受けることを考える必要があるのではないかと述べたところ、やはり期限を明記した方がよいだろうとなり、当方の案を7年間と示した。

これに対し、複写権センターからは、出版社に説明するには少し長すぎる感じがするとの意見が出され、5年とすることとした。

そこで積算式を次のとおり改めて交渉することを依頼し了解された。

ア 能開大における複製数

印刷部数250 磁気ファイル枚数100

イ 各施設における複製数

1コース1回当たりの平均計画定員(10.7)×教材にかかる訓練コースの実施予定回数(平成5年計画数)×今後の使用年数の係数(4)×定員充足率(0.7)×利用見込み率(0.3)

ウ 許諾料

$(7+i) \times$  原著作物の複製ページ数×単価(2円)

(原著作物の複製料を日本複写権センターと同じ1ページ当たり2円とする。)

(注) 今後の使用年数の係数4については、契約年数を5年とし年間の使用率を2年目から1割づつ減じそれを合計したものとする。

$$1 + 0.9 + 0.8 + 0.7 + 0.6 = 4$$

1月27日 各社の回答は、4社のうち技術評論社については提示した契約書内容及び許諾料の積算方法で了解の返事があったことを確認できた。しかし、残りの3社については契約書内容の第3条にかかる、利用者が内容を修正が出来るとのことについて疑義を持ち、当方から提示した契約書が自然科学書協会でその取扱いについて検討されることになったとのことで、契約書の原案のままであればこれを認めることが出来ないとの感触であった。したがって、とりあえず第3条については能開大として再考の余地があることを意思表示して欲しいとのことであったのでその旨了解することとした。また、積算単価については出版物の出版数等その内容により複製単価（日本複写権センターとの契約単価）が一律でないこともあるので、日本複写権センターと契約している単価で考えることについても了解した。

2月3日 日本複写権センターへ結果について問い合わせを行ったところ取扱いについては保留となり、同日午後開催される出版社著作権協議会で検討されることになったとのことであった。

2月4日 日本複写権センターに連絡したところ、第3条についてどのように取扱いを考えるのか当大学校と出版社著作権協議会とで話し合いを持つ必要があるとのことであった。このことについては当方としても希望することであったので時間の関係もありできるだけ早い時期に話し合いの機会の設定をお願いした。

2月9日 協議のため日本複写権センターを訪問し、日本複写権センター理事、出版社著作権協議会幹事及び自然科学書協会常務理事の岡田氏と契約書の内容と当方の考え方について意見を交換した。

この結果、岡田氏から今回の計画は

- ① 「複写・複製」ではなく複製であり、日本複写権センターの業務範囲を越える。
- ② 著作権法に定める同一性の保持が困難で会員の出版社等の了解が得にくい。

とのことが提起された。これに対し①については、日本複写権センターの運営協議会と幹事会社の了解事項ではないか。②については、法上問題が生じないように第2条及び第3条を設けていることを話した。これについて、①運営協議会の内容が必ずしも全員に徹底してはいなかった。また、運営にかかる幹事会社は各種出版社からなり、今回の複製等で最も関係のある自然科学書協会の意見が反映されていない面がある。また、②については、法上の問題はないが許諾をする側は苦痛を伴うものであり、了解は得にくいであろう。日本複写権センターとしては、今回の業務を手伝うことが困難な状況となった。もちろん、各社と個別に交渉を行うことを制約するものではないが、現在の状況では、電気書院及び啓学出版から了解を得ることは困難であろうとのことであった。これに対し、日本複写権センターを通じての契約が出来ない場合時間的に逼迫しており、今回の計画は断念せざるを得ないであろう旨を伝えた。

2月10日 東京電気大学出版局は、先般訪問し、趣旨を説明した際に、献本等の条件を提示し、担当者レベルでは前向きな姿勢を示してくれていたため、日本複写権センター等とのいきさつについて説明し、協力を要請した。この結果、基本的には個々の出版社と契約を行うことが筋である。今回の内容は、転載を意味するものでありこの場合業界での考え方は、ページ単価が日本複写権センターの2円ではなく 定価／総ページ×係数(1以上)(通常15～20円程度)となり、高価なものとなる。

いずれにしろ、複写権センターからの問い合わせには文書で回答するとのことであった。このような状況では、許諾料が大きくなり過ぎて実用的とはならないと考えられる。したがって、今後の教材の開発は次の「7 研究結果」に述べるようなことを各指導員に理解願ひ協力頂くか又は現在認定教科書の作成を行っているようなオオソドックスな方法で行うのが適当であろう。